

# MERSコロナウイルスによる感染症疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー(※)

※当該対応は、今後の状況により変更予定。

MERSコロナウイルスによる感染症に罹患した疑いのある患者

## 医療機関

- 情報提供を求める患者の特定(下記4項目を全て満たす者)
  - ・38℃以上の発熱と咳を伴う急性呼吸器症状があること
  - ・臨床的又は放射線学的に実質性肺病変(例:肺炎又はARDS)が疑われること
  - ・発症前10日以内にアラビア半島又はその周辺諸国への渡航又は居住歴があること
  - ・ただし、他の感染症によること又は他の病因が明らかな場合は除くこと
- 情報提供を求める患者の要件に合致した場合の保健所への情報提供
- 主治医と保健所が相談の上、行政検査の実施の要否について、決定
- 検査を実施する場合は、検体採取(下気道検体、鼻咽頭拭い液等)

情報提供・相談

保健所  
○都道府県等へ報告  
(患者情報及び検査実施の有無)

報告

都道府県等  
○厚生労働省へ報告

報告

厚生労働省

○医療機関から患者検体を確保し、地方衛生研究所へ搬入

## 検査を実施する場合

地方衛生研究所  
○リアルタイムPCR検査実施

陰性

注)茨城県は県衛生研究所で実施可能

陽性

検査実施が困難な場合 注

地方衛生研究所  
○保健所へ報告  
○検体を国立感染症研究所ウイルス第三部へ送付

報告

保健所  
○都道府県等へ報告  
○医療機関へ報告

報告

都道府県等  
○厚生労働省へ報告

報告

厚生労働省

送付

国立感染症研究所  
○MERSコロナウイルスの確認検査の実施  
○厚生労働省(結核感染症課)・検体送付元の地方衛生研究所へ報告

陰性

陽性

厚生労働省  
○当該都道府県等へ連絡

厚生労働省  
○当該都道府県等への連絡・調整  
○公表

連絡・調整

都道府県等  
○医療機関へ報告  
○厚生労働省と連絡・調整  
○公表